

岩手県告示第513号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、岩手県漁港管理条例（昭和38年岩手県条例第52号）第12条第1項第2号に規定する指定漁港施設の使用料の収納に関する事務を平成30年4月1日次の者に委託した。

平成30年6月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定漁港施設	受託者	
	住 所	名 称
門の浜漁港の指定漁港施設	大船渡市赤崎町字蛸ノ浦68番地	大船渡市漁業協同組合